



東京宝島
TOKYO
TREASURE ISLANDS

令和5年度

東京宝島ブランドサポーターシップ

募集要項（特産品事業者）

募集期間 令和5年4月24日(月)～5月19日(金)

東京都 総務局 行政部 振興企画課

1 はじめに

◇ 都における「島しょの魅力再発見とブランド化に向けた取組」

東京の島々は、首都東京にありながら、海、山、星空といった雄大な地域資源や気候風土に由来する個性的な特産品など、魅力ある「宝物」に溢れています。

東京都では、こうした宝物に更なる磨きをかけ、広く発信していくため、ブランディングやマーケティングなどの専門家からなる「東京宝島推進委員会」を立ち上げ、島しょ地域のブランド化に向けた議論を進めてきました。

平成29年12月に東京宝島推進委員会により取りまとめられた「島しょ地域のブランド化に向けた提言」では、東京の島しょ地域を「東京宝島」としてブランド化しその魅力を積極的に発信していくこと、意欲ある事業者を集中的に支援することなど、様々な助言をいただきました。

東京都では、平成30年度から島しょ地域のブランド化に向けた取組を開始し、島しょ地域の特産品事業者の様々な取組のご支援を行ってまいりました。

令和5年度はこれまでの取組を一步進め、島しょ地域とZ世代をはじめとした若者世代と連携し、つながりの創出による島しょの更なる魅力の創造、関係人口の創出を行い、各島の活性化につなげる施策を積極的に展開してまいります。

◇ 東京宝島ブランドサポーターシップ支援対象事業者の公募

島しょ地域の魅力再発見とブランド化に向けた取組の一環として、若い世代と接点を持ち、島しょ地域の資源や特性を生かした魅力あふれる特産品の情報発信や磨き上げに取り組むことを希望する事業者を「東京宝島ブランドサポーターシップ支援対象事業者」として公募・選定し、様々な支援を行ってまいります。

◇ 東京宝島ブランドサポーターシップ支援対象事業者に選定されると

実習後には、大学生による特産品のパッケージの新デザインや情報発信に関する提案を基に、その実現に向けた支援を受けることができます。

なお、実習期間中は、大学生を実習生として受け入れ、事業者の方の業務に従事してもらいます。

- (例)
- ・大学生による特産品の包装パッケージやラベルや等における新デザインの提案
 - ・大学生によるホームページやSNSの開設、充実を通じた特産品に関する魅力発信における提案
 - ・運営事務局によるウェブ広告掲出やイベント出展を通じたプロモーション試行支援

※ 補助金・助成金等の金銭的支援を行うものではありません。

2 公募概要

◇ 募集期間

令和5年4月24日（月）～5月19日（金）

◇ 募集团体数

2事業者程度

◇ 募集事業者

東京の島しょ地域に所在し、地域資源や特性を活かす特産品事業者であり、都内の大学生をはじめとする若い世代を実習生として受け入れ、ブランディングや販路拡大に取り組み、意欲を持って生産・販売する特産品事業者

◇ 応募資格

(1)～(3)のすべての事項を満たす事業者（法人又は個人）とします。なお、協同組合等の組織も対象に含みます。

- (1) 東京の島しょ地域の地域資源や特性を活かして、特産品の生産・販売を行っている。
- (2) 東京の島しょ地域（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村又は小笠原村）に拠点を持ち事業活動を行っている。
- (3) 若い世代の視点を取り入れて、新たな顧客層への積極的に販路を展開するなど東京宝島ブランドを牽引し、新たな発想や方法で事業を推進する計画と意欲を有している。
- (4) (3)で記載した事業計画を着実に遂行するために必要な経営基盤や体制を有している。
- (5) 会社経営、事業実施、労働関係法規に係る関係法令を遵守している。
- (6) 東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない。
- (7) 過去に国、都道府県、区市町村との契約や許認可等において、不正等の事故を起こしていない。
- (8) 「東京都暴力団排除条例」に規定する、暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものではない。

◇ 応募から決定までのスケジュール

4月24日（月）～5月19日（金）	応募書類提出
5月下旬	一次審査（書類審査）
5月下旬	二次審査（面接審査）、事業者選定

◇ 応募方法

(1) 応募書類の入手

東京宝島ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.t-treasureislands.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) 応募書類の作成

下記ア～ウの書類を作成、準備してください。

ア 応募様式 [表紙] 1部 (様式は任意)

(グループで応募する場合は、全構成事業者の記名・押印が必要です。)

イ 応募様式 [応募用紙] 1部

(グループで応募する場合は、全構成事業者の「事業者の概要」が必要です。)

ウ 企業概要・パンフレット 10部

(グループで応募する場合は全構成事業者分)

(3) 応募書類の提出

応募書類に必要事項を記入し、代表者印を押し、以下の宛先へ郵送にてご提出ください。

あわせて、上記(2)イの応募様式 [応募用紙] については、メールでもご提出ください。メールをお送りいただく際は、件名に「東京宝島ブランドサポーターシップ (特産品事業者) 応募」と記載してください。

メールアドレス : S0000020@section.metro.tokyo.jp

(4) 応募に係る注意事項

- ① 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- ② 応募された書類等に含まれる個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令を遵守し、本事業の運営の目的以外には使用いたしません。
- ③ 応募用紙に記載した事業内容については、今後の事業の実施方針となります。選定後に、応募事業者の都合で取組内容を変更する場合は、事前に東京都の承認を受ける必要があります。
- ④ 以下に該当する場合は、選定の対象となりません。また、選定後に以下に該当することが判明した場合は、決定を取り消すことがあります。
 - ・ 応募資格を満たさなくなった場合
 - ・ 応募書類に記載された内容が、虚偽又は公序良俗その他法令の定めに対する、もしくは著作権その他第三者の権利を侵害していることが認められた場合
 - ・ 東京都の承認を得ず、応募事業者の都合により応募書類に記載された内容を大幅に変更した場合
 - ・ その他、本事業への参加が不適切だと東京都が判断した場合

◇ 審査・選定

申請書類に基づき、一次審査（書類審査）を行います。一次審査を通過した申請者に対して、二次審査（面接審査）を行い、決定します。

（1）審査方法

① 一次審査（書類審査）

応募書類に基づき、応募資格に合致しているか審査し、二次審査の対象とする事業者を選定します。

② 二次審査（面接審査）

一次審査を通過された応募事業者に対して、WEB会議ツールを用いたオンライン面接を実施します。

面接日時等については、書類審査を通過された応募事業者に対して、個別にご連絡をいたします。

なお、面接は応募書類に記載した事業計画についてのプレゼンテーション等による説明と質疑応答により行います。

（2）審査基準

以下の審査基準に基づき、総合的に評価を行います。

ア 応募資格を満たしているか

イ 対象となる特産品に独自性・優位性・市場可能性があるか

ウ 大学生を本事業の実習生として受け入れる環境が整っているか

エ 大学生の提案を通じ、特産品の魅力向上に積極的に取り組む意欲があるか

オ 東京宝島ブランドの担い手としての取組意欲やこだわり、個性など、適性があるか

カ 事業計画、実施体制の妥当性と事業の継続性

（3）結果の通知

一次審査の結果については5月下旬、二次審査の結果についても5月下旬を目途にEメールにてお知らせする予定です。

（4）審査・選定に係る注意事項

- ・ 審査の経過、内容等については非公開とします。お問い合わせいただいても一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 審査にあたって追加資料の提出、説明及び追加ヒアリングをお願いする場合があります。
- ・ 選定された場合、応募事業者名や対象となる特産品等の名称等を公表します。
- ・ 応募内容については、東京都支庁及び町村に共有させていただきます。

◇ 選定後の支援

選定された支援対象事業者には、以下の支援を都が実施します。

(1) 支援内容

ア 実習生の派遣（令和5年8月7日（月）から9月15日（金）までのうち希望する期間（1週間程度））

地域振興等を学ぶ都内の大学生（2年生以上が対象）を実習生として派遣し、業務に従事していただきます。実習生の選定、交通手段や宿泊施設の手配、交通費や宿泊費の負担は都において行います。また、実習中、実習生と別に都が委託する運営事務局（以下、「運営事務局」という）より監督者としてアドバイザー（仮）を1名派遣します。

イ 特産品のパッケージの新デザインや情報発信手法の提案

実習終了後、実習生から特産品のパッケージの新デザインや情報発信手法の提案がなされます。実習生からの提案に沿って、運営事務局がその試行を支援します。

（例）・大学生による特産品の包装パッケージ、ラベル等における新デザインの提案

・大学生によるホームページやSNSの開設・充実を通じた特産品に関する魅力発信における提案

・大学生によるウェブ広告掲出やイベント出展を通じたプロモーションについての提案

などを試行実施するための支援

ウ プロモーション

上記のほか、東京都が有する様々な媒体やイベント等を活用し、本事業をPRします。

(2) 支援期間

決定通知の日から令和6年3月31日まで

3 その他の留意事項

(1) 東京宝島ブランドとしての一体的・戦略的なプロモーションを目指し、本土や現地島しょでの連携促進やネットワーク構築を目的とした会議や交流会の開催などを検討しております。

また、受け入れる実習生が島しょ地域や特産品事業者に対する事業理解を進めるため、令和5年6月から7月までの間の1日間（2時間程度）、実習生に対する講義を行っていただきます。

さらに、令和6年2月から3月に実施する予定の東京宝島会議において、

実習生として受け入れた大学生とともに、成果発表を行いますので参加をお願いします。

- (2) 選定された特産品は、東京都が有する様々な広報媒体のほか、イベントやメディア等を通じて広く浸透を図ってまいります。これらについて、東京都の求めに応じて、情報提供や取材対応に可能な範囲で協力していただきます。なお、出願前の知的財産権がある場合など、公表の手法については配慮いたします。
- (3) メディア等から本事業について問合せや取材があった場合、必ず事前に運営事務局に報告をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず運営事務局にその内容を報告してください。また、本事業を町村の広報誌を含む情報発信媒体に掲載しPRする場合、事前に運営事務局までご連絡ください。
- (4) 本事業の選定を受けた者は、選定の決定を受けた後、当該事業の内容を変更する場合、又は中止しようとする場合は、事前に東京都の承認を得る必要があります。ただし、軽微な変更や、東京都又は運営事務局からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- (5) 本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、選定された事業者の責任で行ってください。本事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者がその費用を負担してください。

4 問い合わせ先

本プログラムに関するお問合せは以下までお願いします。

東京都総務局行政部 振興企画課 事業推進担当

TEL: 03-5388-2436 (受付時間: 平日10時~17時)

E-mail: S0000020@section.metro.tokyo.jp